

騒音・振動・悪臭に関する規制地域を新たに指定(変更)します

新潟県では、住民の生活環境を保全するため、騒音・振動・悪臭について、法令に基づく規制を行っています。平成16年4月1日から施行されている、都市計画法による用途地域の新規指定および変更に伴い、金井地区および佐和田地区において、騒音・振動・悪臭に関する規制地域を新たに指定(変更)し、3月20日からの施行となります。

1 騒音・振動に関する規制

金井地区では、騒音規制法、振動規制法および新潟県生活環境の保全等に関する条例(以下「法令」)に基づく規制地域を新たに指定します。佐和田地区では、法令に基づく規制地域を変更します(沢根、八幡地域の一部)。

【特定施設、特定建設作業と届出義務】

規制地域内において、著しい騒音や振動を発生する「※1特定施設」を設置(既設を含む)する場合(増設、廃止、継承等を含む)、また、「※2特定建設作業」を実施する場合には、市役所に届け出る必要があります。

※1 特定施設 著しい騒音・振動を発生する施設で、法令で定められたもの	金属加工機械(プレス機、鍛造機等)、圧縮機、空調機、木材加工機械(帯のこ盤、かんな盤等)、印刷機械、ポンプ、冷凍機、クーリングタワー等	施行日現在、既に特定施設を設置している場合…施行日から30日以内(4月19日まで)に届出 施行日以降、特定施設を設置する場合…設置する30日前までに届出
※2 特定建設作業 著しい騒音・振動を発生する作業で、法令で定められたもの	くい打機、くい抜き、さく岩機、舗装版破砕機、バックホウ、ブルドーザー、コンクリートカッターを使用する作業等	作業を開始する7日前までに届出

区域の区分	規制基準(単位:デシベル)			
	朝 6時～8時	昼間 8時～18時	夕 18時～21時	夜間 21時～6時
第1種地域	40	50	40	40
第2種地域	50	55	50	45
区域の区分	規制基準(単位:デシベル)			
	朝 6時～8時	昼間 8時～18時	夕 18時～22時	夜間 22時～6時
第3種地域	60	65	60	50
第4種地域	65	70	65	60

規制項目	区域区分	種類	
		騒音	振動
基準値	—	85デシベル	75デシベル
作業禁止時間	1号区域	19時～翌日7時	
	2号区域	22時～翌日6時	
最大作業時間	1号区域	1日当たり10時間	
	2号区域	1日当たり14時間	
最大作業日数	—	連続6日	
作業禁止日	—	日曜日およびその他の休日	

(注)
1 1号区域とは、騒音規制法による規制地域のうち、第1種、第2種、第3種、第4種地域のうち、学校、保育所、病院および診療所、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域をいいます。
2 2号区域とは、騒音規制法、振動規制法による規制地域のうち、1号区域以外の区域をいいます。

【規制基準】
特定施設を設置する場合や特定建設作業を行う場合には、規制地域の区分に応じた規制基準を遵守することが求められます。

区域の区分	規制基準(単位:デシベル)	
	昼間 8時～19時	夜間 19時～8時
第1種地域	60	55
区域の区分	規制基準(単位:デシベル)	
	昼間 8時～20時	夜間 20時～8時
第2種地域	65	60

2 悪臭に関する規制

金井地区および佐和田地区において、悪臭防止法に基づく規制地域を新たに指定します。

【届出】

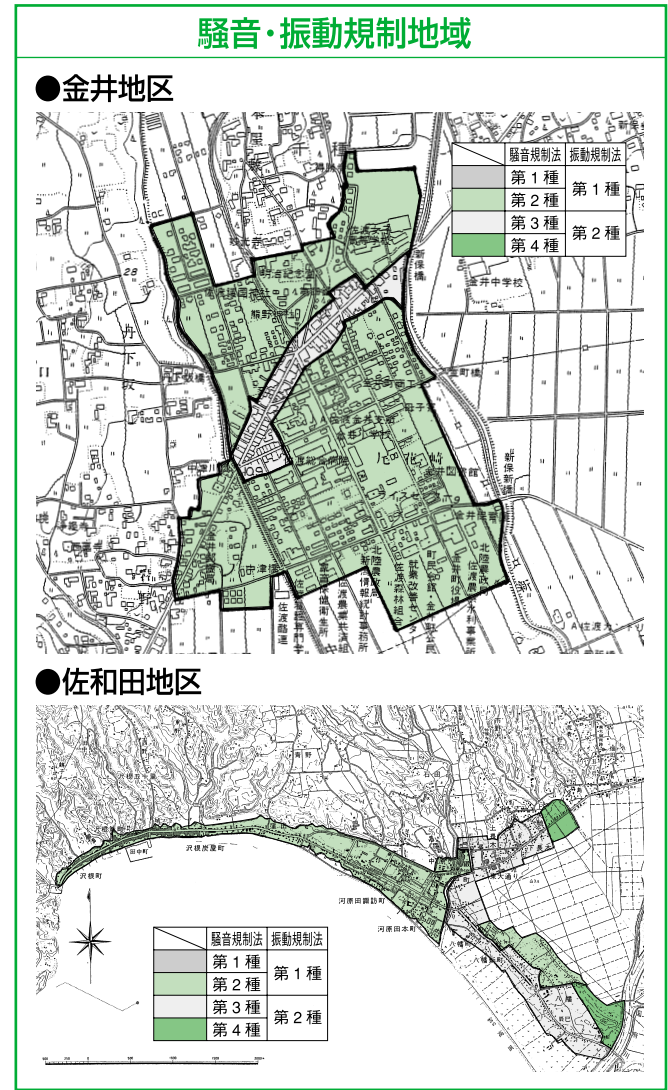
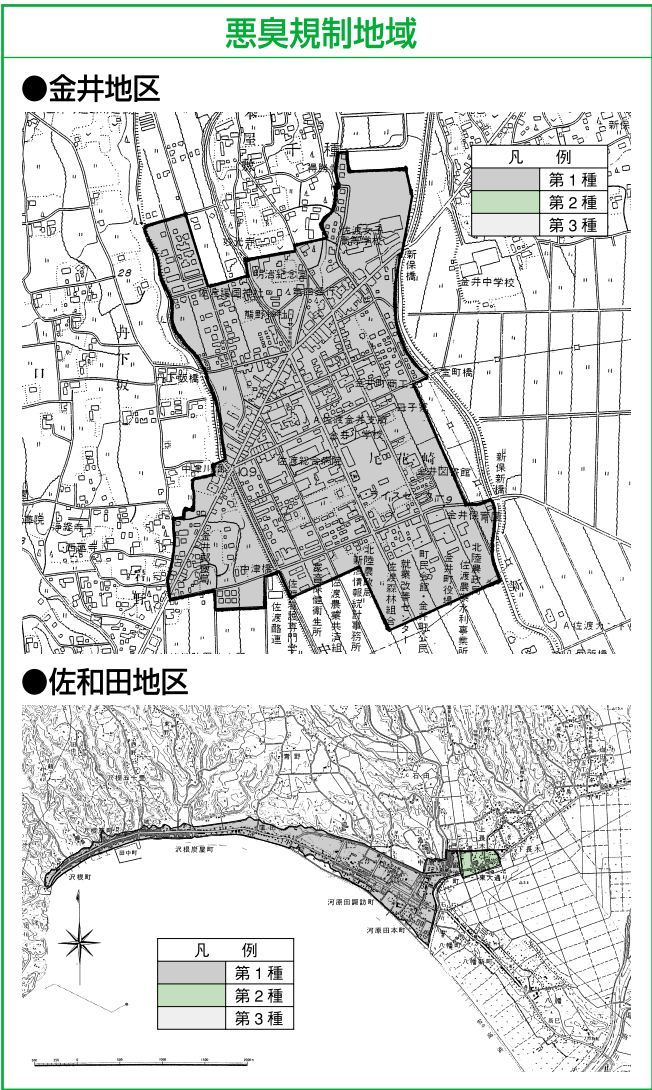
悪臭規制に関しては、市役所への届出は必要ありません。

【規制基準】

規制地域内において悪臭を発生するすべての工場・事業場が規制の対象となり、敷地境界線、気体の排出口、排出水の3か所において、臭気指数による規制基準を遵守することが求められます。

区分	第1種地域	第2種地域	第3種地域
規制基準	10	12	13

区分	第1種地域	第2種地域	第3種地域
規制基準	26	28	29



3 その他

金井地区および佐和田地区以外に、両津地区、相川地区および真野地区においても、騒音・振動・悪臭(両津地区のみ)に関する規制地域が指定されています。騒音・振動・悪臭に関する詳しい説明は、市のホームページ「環境保全係のページ」に掲載しています。なお、不明な点については、環境保全係までご連絡ください。

問い合わせ先

環境保健課 環境保全係 担当: 菊地
 ☎ 63-3113 FAX 63-3300
http://www.city.sado.niigata.jp/sado_web/containts/kankyuu/hozen.htm